農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準(平成十八年農林水産省告示第二号)

ポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクス第二十八条 国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同(国際決済銀行等向けエクスポージャー)	三十七~七十九 (略) リ (略) ポージャー	欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスチ 国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、イ〜ト (略)	三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージー〜三十五 (略) 号に定めるところによる。第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各(定義)	改 正 案
とする。	三十七~七十九(略)リ(略)	向けエクスポージャーチ 国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行及び欧州共同体イ〜ト (略)	三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージー〜三十五 (略) 号に定めるところによる。 (定義)	現

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

·二 (略)

発銀行の発行する債券 準的手法で零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開体、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ若しくは標体、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ若しくは標 日本国政府若しくは我が国の地方公共団体が発行する円建ての

20~七 (略)

(標準的ボラティリティ調整率)

場合において、当該各号に定めるものとする。

常業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる
「対策日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間(
「対策日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間(
「対策日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間(

次の表に定めるボラティリティ調整率与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付

(表略

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第六十四条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げ

るものとする。

(略

される国際開発銀行の発行する債券体若しくは標準的手法で零パーセントのリスク・ウェイトが適用債券又は国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同二 日本国政府若しくは我が国の地方公共団体が発行する円建ての

四~七 (略)

(標準的ボラティリティ調整率)

次の表に定めるボラティリティ調整率

与した格付その他の条件、

債券の残存期間及び発行体に応じて

適格格付機関が債券に付

適格金融資産担保が債券である場合

(表 略

注 いう。 団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関を をいう。以下この節において同じ。)、我が国の地方公共 パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行 国際決済銀行、 欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ及び零 特定の発行体とは、中央政府等(中央政府、中央銀行、 国際通貨基金、 欧州中央銀行、 欧州共同体

機関をいう。 方公共団体、

(略) (略)

2

2

(略)

注 及び零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開 国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、 発銀行をいう。以下この節において同じ。)、我が国の地 特定の発行体とは、中央政府等(中央政府、 地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係 中央銀行、 欧州共同体

_ 漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準(平成十八年農林水産省告示第三号)

ポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクス第二十八条 国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同(国際決済銀行等向けエクスポージャー)	(定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義)	改正案
とする。	(定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義)	現行

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

•二 (略)

発銀行の発行する債券 準的手法で零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開体、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ若しくは標体、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ若しくは標 日本国政府若しくは我が国の地方公共団体が発行する円建ての三 日本国政府若しくは我が国の地方公共団体が発行する円建ての

四~七 (略)

(標準的ボラティリティ調整率)

場合において、当該各号に定めるものとする。

常学日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる
「営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間(
「営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間(
「対して、包括的手法の計算の対象とする取引について毎期合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎年のという。以下にの目がら第四目までにおいて同じ。)が十年のという。以下にの目がの対象とする。

次の表に定めるボラティリティ調整率与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付

(表略)

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第六十四条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げ

一•二 (略)

るものとする。

される国際開発銀行の発行する債券体若しくは標準的手法で零パーセントのリスク・ウェイトが適用債券又は国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同二 日本国政府若しくは我が国の地方公共団体が発行する円建ての

四~七 (略)

(標準的ボラティリティ調整率)

場合において、当該各号に定めるものとする。

場合において、当該各号に定めるものとする。

は業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げるが、のものときに用いるボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定が、のものとがでは担保額調整を行っており、かつ、保有期間(は対して、包括的手法の計算の対象とする取引について毎第六十九条 標準的手法採用組合が標準的ボラティリティ調整率を用

次の表に定めるボラティリティ調整率与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付

(表 略

注 いう。 団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関を をいう。以下この節において同じ。)、我が国の地方公共 パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行 国際決済銀行、 欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ及び零 特定の発行体とは、中央政府等(中央政府、中央銀行、 国際通貨基金、 欧州中央銀行、 欧州共同体

> 注 国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、 特定の発行体とは、中央政府等(中央政府、 中央銀行、 欧州共同体

(略) (略)

機関をいう。 方公共団体、

地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係

2

2

(略)

及び零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開 発銀行をいう。以下この節において同じ。)、我が国の地

三 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準(平成十八年農林水産省告示第四号)

改正案 (定義) 改正案 (定義) 改正、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 等一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 一~二十九 (略) 一をいう。 ーをいう。	表) この告示において、次の各号に この告示において、次の各号に にあるところによる。 二十九 (略) スポージャー をいう。 をいう。
ポージャー 欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスチ 国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、イ〜ト (略)	工際
三十一〜七十六(略)リ(略)	三十一~七十六(略)
いう。)のうち農林中央金庫法(以下「法」という。)第五十六条第二条 農林中央金庫の自己資本比率基準(以下「国際統一基準」と(連結自己資本比率の計算方法)	統一基準」という。)のうち農林中央金庫法(以下「法」という。第二条 農林中央金庫の自己資本比率基準(第十四条において「国際(連結自己資本比率の計算方法)
第二号に定める基準(以下この章において「連結自己資本比率」と	│)第五十六条第二号に定める基準(以下この章において「連結自己

ころによる。 の状況の最低基準は、 る子会社等をいう。 自己資本比率」と総称する。)の区分に応じ、当該各号に定めると いう。)であって、 農林中央金庫及びその子会社等 次条において同じ。 次の各号に掲げる比率(以下「最低所要連結 の適当な自己資本の充実 (同号に規定す

√三 (略)

第

二条の二 国際統 基準のうち連結自己資本比率であって、 農林中 (新設)

率以上とする。 央金庫及びその子会社等の適当な自己資本の充実の状況の前条各号 より得られる比率をいう。 に定める基準以外の基準は、)について、 連結資本バッファー比率 最低連結資本バッファー (次の算式に

資本バッファーに係る普通出資等Tier1資本

の額

ー比率及びカウンター・シクリカル・バッファー比率を合計したも 前項の「最低連結資本バッファー比率」とは、 額の合計額をハパーセントで除して得た額+オペレーショナル ・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額 信用リスク・アセットの額の合計額+マーケット・リスク相当 資本保全バッファ

2|

のをいう。

3 増強する基準となるものをいい 済情勢の変化によって生じるおそれのある損失の吸収のため資本を 前項の 「資本保全バッファー ·比率」 二・五パーセントとする。 とは 金融市場の動向又は経

> 該各号に定めるところによる。 資本比率」という。)は、次の各号に掲げる比率の区分に応じ、 当

(略)

第二項の「カウンター・シクリカル・バッファー比率」とは、金幣市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によって生じるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となって生じるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となって生じるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となって生じるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となって生じるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となって生じるおという。

4

- るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率 た比率)に、信用リスク・アセットの額の合計額のうち本邦に係一 零パーセント(金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定し
- 除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率 セットの額の合計額のうち当該国又は地域に係るものを当該額で ントを超える場合には、二・五パーセント)に、信用リスク・ア
- 率)を加えたものとする。率)を加えたものとする。当する場合にあっては当該各号に定める比率のうちいずれか高い比当する場合にあっては当該各号に掲げる場合のいずれにも該に、当該各号に定める比率(当該各号に掲げる場合のいずれにも該のがかわらず、次の各号に掲げる場合において、同項に規定するものとする。
- 金融安定理事会による合意を勘案した国際的な金融システムに 金融安定理事会による合意を勘案した国際的な金融システムに 金融安定理事会による合意を勘案した国際的な金融システムに

と認める場合 農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める比率国の金融システムにおけるその重要性に鑑み、農林水産大臣及び国の金融システムにおけるその重要性に鑑み、農林水産大臣及び一農林中央金庫及びその子会社等の業務の状況等を勘案した我が

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

(以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。 現の算式にマーケット・リスク相当額に係る額」という。 号に定める要件を満たす場合には、第二条各号及び第二条の二第一 等四条 農林中央金庫が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各 第

同じ。)を設けた場合 次に掲げる条件の全てを満たす場合いう。)第六十五条第一項に規定する特定取引勘定をいう。以下農林水産省令第十六号。第十条第二項第二号において「規則」と一 特定取引勘定(農林中央金庫法施行規則(平成十三年内閣府・

イ・ロ (略)

こと。の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないの算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないハー直近の算出基準日において第二条各号及び第二条の二第一項ハー直近の算出基準日において

たす場合 特定取引勘定を設けていない場合 次に掲げる条件の全てを満

イ・ロ (略)

ハ 直近の算出基準日において第二条各号及び第二条の二第一項

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

できる。
・リスク相当額に係る額」という。)を算入しないことが・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額(以下「マ・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額(以下「マーケット 農林中央金庫が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各

同じ。)を設けた場合 次に掲げる条件の全てを満たす場合いう。)第六十五条第一項に規定する特定取引勘定をいう。以下農林水産省令第十六号。第十条第二項第二号において「規則」と特定取引勘定(農林中央金庫法施行規則(平成十三年内閣府・

イ・ロ (略)

たす場合 ニー 特定取引勘定を設けていない場合 次に掲げる条件の全てを満

イ・ロ (略)

ハ 直近の算出基準日において第二条各号の算式にマーケット・

の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していない

こと。

(その他Tier1資本の額

第六条 (略)

2 • 3 (略)

ものを除く。)をいう。 以下この章において同じ。)に該当する規定する普通出資をいう。以下この章において同じ。)に該当する掲げる要件の全てを満たす資本調達手段(普通出資(前条第三項に4 第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、次に

一~四 (略)

五.

件の全てを満たすものであること。

中の全てを満たすものであること。

中の全てを満たすものであること。

中の全てを満たすものであること。

中の全てを満たすものであること。

中の全てを満たすものであること。

中の全てを満たすものであること。

中の全てを満たすものであること。

7・ロ (略)

その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) (略)

(略)

リスク相当額に係る額を算入していないこと。

(その他Tier1資本の額

第六条 (略)

2·3 (略)

ものを除く。)をいう。以下この章において同じ。)に該当する規定する普通出資をいう。以下この章において同じ。)に該当する掲げる要件の全てを満たす資本調達手段(普通出資(前条第三項に4 第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、次に

一~四 (略)

一位の全てを満たすものであること。一位の全てを満たすものであることが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要年を経過する日前)に発行者の任意による場合に限り償還を行うに照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてに、貸還を行う場合には発行後五年を経過した日以後(発行の目的五、償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後(発行の目的五、償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後(発行の目的五、償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後、発行の目的五、償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後、発行の目的五、償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後、発行の目的五、償還を行う場合には発行を担ける。

イ・ロ (略)

ハーその他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) (略)

自己資本比率を維持することが見込まれること。 (2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結

六~十五 (略)

5

(略)

 $\widehat{\stackrel{T}{i}}$ er2資本の額

第七条 2 • (略) (略)

要件の全てを満たす資本調達手段 資本調達手段に該当するものを除く。)をいう。 第一 項及び前項の「Tier2資本調達手段」とは、次に掲げる (普通出資又はその他Tier1

(略)

五. 掲げる要件の全てを満たすものであること。 的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことにつ を行うことが可能であり、 後五年を経過する日前)に発行者の任意による場合に限り償還等 いてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後(発行の目 かつ、 償還等又は買戻しに関する次に 発行

(略)

その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) (略)

(2)償還等又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の最

六~十 (略)

5

(略)

|所要連結自己資本比率を維持することが見込まれること。

5

(略)

 $\widehat{\stackrel{T}{i}}$

er2資本の額

第七条 (略)

(略)

4

要件の全てを満たす資本調達手段 第一項及び前項の「Tier2資本調達手段」とは、次に掲げる (普通出資又はその他Tier

資本調達手段に該当するものを除く。)をいう。

一 〈 匹 (略)

五.

掲げる要件の全てを満たすものであること。 を行うことが可能であり、 後五年を経過する日前)に発行者の任意による場合に限り償還等 いてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、 的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことにつ 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後 かつ、 償還等又は買戻しに関する次に (発行の目 発行

(略)

その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) (略)

(2)

結自己資本比率を維持することが見込まれること。 償還等又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連

六~十 (略

(略)

5

- 12 -

(新設)

(資本バッファーに係る普通出資等Tier1資本の額)

第七条の二 る普通出資等Tier1資本の額は、 第二条の二 第 「項の算式において、 第一号に掲げる額から第二号 資本バッファーに係

及び第三号に掲げる額を控除した額とする。

場合は、 普通出資等Tier1資本の額をいう。) から次に掲げる額 条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない 「リスク・アセットの額」という。)に四・五パーセントを乗じ 普通出資等Tier1資本の額 口に掲げる額を除く。 の合計額 (第二条第一号の算式における (以下この項において

て得た額を控除した額

信用リスク・アセットの額の合計額

得た額 マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して

除して得た額 オペレーショナル ・リスク相当額の合計額を八パーセントで

当該規定の適用がある場合に限る。 第十三条第一項から第三項までの規定により加算される額

その他Tier1資本の額 Tier1資本の額をいう。 リスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額から (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。) (第二条第二号の算式におけるその他 次号口において同じ。 を控除した

掲げる額の合計額を控除した額 リスク・アセットの額に二パーセントを乗じて得た額から次に (当該額が零を下回る場合にあっ

ては、零とする。)

2資本の額をいう。) 2資本の額をいう。)

ロ その他Tier1資本の額からリスク・アセットの額に一・

る場合にあっては、零とする。) 五パーセントを乗じて得た額を控除した額(当該額が零を下

(調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

| 第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。|| 第八条 || 第五条第一項第三号、第六条第一項第四号及び第七条第一項

(略)

のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に総自己資本に係る第三 分又は負債として計上される部分の額 表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは非支配株主持 当該連結子法人等の親法人等である農林中央金庫の連結貸借対照 合計額に相当する額をいう。 る基礎項目の額 項目の額及び第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係 る基礎項目の額 己資本に係る基礎項目の額 配株主持分等の額は、 にあっては、零とする。)をいう。以下この号において同じ。) 第七条第一項第四号に掲げるTier2資本に係る調整後非支 (連結子法人等の単体Tier1資本に係る基礎 (第十九条第一項第三号に掲げる額を除く。) の 連結子法人等の非支配株主持分等相当総自 (連結子法人等の単体総自己資本に係 以下この号において同じ。)のうち (当該額が零を下回る場合

(調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法

四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

第八条

第五条第一項第三号、

第六条第一項第四号及び前条第

項

·二 (略)

Ξ うち次に掲げる額のいずれか少ない額に総自己資本に係る第三者 又は負債として計上される部分の額 の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは非支配株主持分 該連結子法人等の親法人等である農林中央金庫の連結貸借対照表 計額に相当する額をいう。 基礎項目の額 目の額及び第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る 基礎項目の額 資本に係る基礎項目の額 株主持分等の額は、 あっては、零とする。)をいう。 前条第一項第四号に掲げるTier2資本に係る調整後非支配 (連結子法人等の単体Tier1資本に係る基礎項 (第十九条第一項第三号に掲げる額を除く。) 連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己 (連結子法人等の単体総自己資本に係る 以下この号において同じ。)のうち当 以下この号において同じ。 (当該額が零を下回る場合に の合 <u>)</u>

まする。 第三号及び第六条第一項第四号に掲げる額の合計額を控除した額 第三号及び第六条第一項第四号に掲げる額の合計額を控除した額 得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額から、第五条第一項 係る基礎項目の額を単体総自己資本に係る基礎項目の額で除して 者持分割合(連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に 者持分割合(連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に

イ・ロ (略)

2·3 (略)

号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。4 第五条第二項第二号、第六条第二項第一号及び第七条第二項第一

·二 (略)

該当するものの額とする。 の額は、自己保有資本調達手段のうちTier2資本調達手段に三 第七条第二項第一号に掲げる自己保有Tier2資本調達手段

5 (略)

号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。6 第五条第二項第三号、第六条第二項第二号及び第七条第二項第二

·二 (略)

に相当するものの額とする。 の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他三 第七条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機

号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号及び第七条第二項第三

三号及び第六条第一項第四号に掲げる額の合計額を控除した額とた割合をいう。)を乗じて得た額以下の額から、第五条第一項第る基礎項目の額を単体総自己資本に係る基礎項目の額で除して得持分割合(連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係

イ・ロ (略

する。

2·3 (略)

に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。4 第五条第二項第二号、第六条第二項第一号及び前条第二項第

号

·二 (略)

当するものの額とする。額は、自己保有資本調達手段のうちTier2資本調達手段に該二前条第二項第一号に掲げる自己保有Tier2資本調達手段の

5 (略)

に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。6 第五条第二項第三号、第六条第二項第二号及び前条第二項第二号

一・二 (略)

に相当するものの額とする。 金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の三 前条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関

に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。 7 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号及び前条第二項第三号

·二 (略)

定めるところにより算出した額とする。
8 第六条第二項第四号及び第七条第二項第四号に掲げる額は、次に

(略)

うちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段の二 第七条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資

9~14 (略)

(比例連結)

第九条 金融業務を営む関連法人等について、次に掲げる要件の全て連を満たす場合には、第五条第二項、前条第六項から第十二項まで及を満たす場合には、第五条第二項、前条第六項から第十二項まで及の算式において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法(会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している農林中央金庫及び連結子法人等について、次に掲げる要件の全て第九条 金融業務を営む関連法人等について、次に掲げる要件の全て

· 二 (略)

た額とする。 一 前条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額は、少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本場達手段に相当するものの額を少数出資に係るTieが象資本調達手段のうちでは、少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち額とする。

めるところにより算出した額とする。第六条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定

8

(略)

ちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のう一 前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本

9~14 (略)

(比例連結)

おいて同じ。)により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出で次条第二項の規定にかかわらず、第二条各号の算式において当該の一位益及び費用のうち当該会社に投資している農林中央金庫及び連結中、金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法(会社の資産、負債、子法人等に帰属する部分を連結の方法(会社の資産、負債、分割の利益の規定にかかわらず、第二条各号の算式において当該の一個では、第五条第二項、前条第六項から第十二項まで及第九条 金融業務を営む関連法人等について、次に掲げる要件の全て

表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、 該金融業務を営む関連法人等に対する投資については、 結自己資本比率を算出することができる。この場合においては、 当該金融業務を営む関連法人等は連結子法人等とみなす 持分法を適用しない 連結財務諸 当

2 <u>〈</u> 匹 略

略

(信用リスク・アセットの額の合計

第十条 第二条各号及び第二条の二第一項の算式において信用リスク 場合にあっては第二十五条第一項に定めるものを、内部格付手法を 採用した場合にあっては第百二十九条に定めるものをいう。 アセットの額の合計額は、 農林中央金庫が標準的手法を採用した

当該各号に定めるものについては、 出することを要しない。 前項の規定にかかわらず、 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 信用リスク・アセットの額を算

相当額に係る額を算入しない場合 第二条各号及び第一 一条の 一第 項の算式にマーケット・ 次に定めるもの リスク

等における特定取引等 特定取引勘定を設けた場合において第二条各号及び第二 項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場 前号に定めるもの並びに特定取引勘定の資産及び連結子法人 (規則第六十五条第二項に規定する特定取 一条の二

> 務を営む関連法人等は連結子法人等とみなす。 文の規定にかかわらず、 法人等に対する投資については、 することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連 持分法を適用しないものとし、 連結財務諸表規則第十条第 当該金融業 項本

<u>〈</u> 匹 略

2

略

(信用リスク・アセットの額の合計

第十条 額は、 五条第一項に定めるものを、 は第百二十九条に定めるものをいう。 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合にあっては第二十 第二条各号の算式において信用リスク・アセットの額の合計 内部格付手法を採用した場合にあって

2 当該各号に定めるものについては、 出することを要しない。 前項の規定にかかわらず、 次の各号に掲げる場合の区分に応じ 信用リスク・アセットの額を算

しない場合 次に定めるもの 第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入

並びに特定取引勘定の資産及び連結子法人等における特定取引等 ット・リスク相当額に係る額を算入する場合 (規則第六十五条第二項に規定する特定取引その他これに類似す 特定取引勘定を設けた場合において第二条各号の算式にマーケ 前号に定めるもの

三第一項又は第二百四十七条の四第一項に規定するCVAリスク 証券化取引を目的として保有している資産及び第二百四十七条の 引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。) に係る資産 相当額の算出に反映された取引を除く。 以下同じ。

十七条の四第一項に規定するCVAリスク相当額の算出に反映さ

れた取引を除く。以下同じ。

特定取引勘定を設けていない場合において第二条各号の算式に

第一号に定

て保有している資産及び第一

二百四十七条の三第一項又は第一

一百四

(証券化取引を目的とし

る取引をいう。以下同じ。)に係る資産

する場合 条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入 人等における特定取引等に係る資産 特定取引勘定を設けていない場合において第二条各号及び第二 第一号に定めるもの並びに農林中央金庫及び連結子法

3 (略

(マーケット・リスク相当額の合計額

第十一条 当該各号に定めるものを対象とし、 とすることを要する。 信用リスクについては、 資金(本支店間の取引を含む。)並びにレポ形式の取引のうち、 出するものの合計額とする。ただし、 できる。この場合において、 として管理及び評価をしているものについては対象に含めることが 定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のもの ・リスク相当額の合計額は、 第二条各号及び第二条の二第一項の算式においてマーケッ 別途信用リスク・ レポ形式の取引の取引相手方に対する 次の各号に掲げる場合の区分に応じ 第七章に定めるところにより算 現金預け金、 アセットの額の算出対象 預金及びコール 特

> 等に係る資産 めるもの並びに農林中央金庫及び連結子法人等における特定取 マーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合

3 (略)

(マーケット・リスク相当額の合計額

第十一条 いて、 する。ただし、現金預け金、 計額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるもの を対象とし、第七章に定めるところにより算出するものの合計額と しているものについては対象に含めることができる。この場合にお おいてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価を を含む。)並びにレポ形式の取引のうち、 別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。 レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては 第二条各号の算式においてマーケット・リスク相当額の 預金及びコール資金(本支店間の取引 特定取引等を行う部署に

(オペレーショナル・リスク相当額の合計額)

算出するものの合計額とする。ショナル・リスク相当額の合計額は、第八章に定めるところにより第十二条 第二条各号及び第二条の二第一項の算式においてオペレー

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本

母に加えなければならない。 世紀があるでは、当該乗じて得た額、第三項において「信用リスク・アセット」で、当該乗じて得た額、第三項において「信用リスク・アセット」で、当該乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場談各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場談を場にという。)を第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分割整額」という。)を第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分割を出した場合は、次の各号(第一位)という。)を第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分割を指した場合は、次の各号(第一位)という。)を第二条各号及び第二条の温を控制した場合は、次の各号(第一位)という。)を第二条を提出した場合は、次の各号(第一位)という。

-• | (略)

ナル・リスク相当額調整額」という。)を第二条各号及び第二条の除した額に十二・五を乗じて得た額(次項において「オペレーショを上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額が期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資 農林中央金庫が先進的計測手法を採用した場合は、次の各号に掲

· 二 (略)

第一項の算式の分母に加えなければならない。

(オペレーショナル・リスク相当額の合計額

とする。
の合計額は、第八章に定めるところにより算出するものの合計額第十二条 第二条各号の算式においてオペレーショナル・リスク相当

の下限)
(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本

第十三条 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、次の各号第十三条 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、次の各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額が新所要自己資本の額に当まり。

一・二 (略)

2 農林中央金庫が先進的計測手法を採用した場合は、次の各号に掲に加えなければならない。

一・二 (略)

調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二条各号及し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット3 前二項の規定にかかわらず、農林中央金庫が第一項の規定に該当

二条の

一第一項の算式の分母に加えなければならない。

4 第 リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の た場合の農林中央金庫にあっては標準的手法を含む。第二十四条第 央金庫にあっては標準的手法をい 前に用いていた手法 各号及び第二条の二第 て得た額並びに第五条第二項各号、 一項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、 ている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第七条 項において同じ。)とし、 した額をいう。 項第五号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控 項の 「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、 (基礎的内部格付手法を採用した場合の農林中 一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じ 当該部分以外の部分については現在用 V, 第六条第二項各号及び第七条第 先進的内部格付手法を採用し 第二条 信用 直 4

5 に とは、 条に規定する基礎的手法を含む。 測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法 及び第七条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合 第二項の セントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、 第二条各号及び第二条の二 オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的 「オペレー ショ ナル・リスクに係る旧所要自己資本の額 第 第二十四条第五項において同じ 項の算式の分母の額に八パ 第六条第二項各 (第二百八十

> 算式の分母に加えなければならない。 調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二条各号のし、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット3 前二項の規定にかかわらず、農林中央金庫が第一項の規定に該当

とし、 額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。 的手法をいい、 それぞれにつき計算する場合において、 第二項各号、 算方法により算出した額の合計額から第七条第一項第五号に掲げる にあっては標準的手法を含む。 基礎的内部格付手法を採用した場合の農林中央金庫にあっては標準 いては内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法 各号の算式の分母の額にハパーセントを乗じて得た額並びに第五 第一項の 当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計 「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、 第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額 先進的内部格付手法を採用した場合の農林中央金庫 第 一十四条第四項において同じ。 信用リスクに係る部分につ

5 手法を含む。 号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、 額並びに第五条第二項各号、 ョナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始 した日の直前に用いていた手法 とは、 第二項 第二条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た 〈の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の 第 二十四条第五項において同じ。 第六条第二項各号及び第七条第二項各 (第 一百八十一条に規定する基礎的 とし、 当該部分以 オペレーシ

6 額並びに第五条第二項各号、 げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。 び第二条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た る計算方法により算出した額の合計額から第七条第一項第五号に掲)とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とす 項及び第二項の 「新所要自己資本の額」とは、第二条各号及 第六条第二項各号及び第七条第二項各

6

号に掲げる額の合計額から同条第 項第五号に掲げる額を控除した

(単体自己資本比率の計算方法)

第十四条 掲げる比率 区分に応じ、当該各号に定めるところによる 中央金庫の適当な自己資本の充実の状況の最低基準は、 下この章において「単体自己資本比率」という。)であって、 国際統一基準のうち法第五十六条第一号に定める基準 (以 下 「最低所要単体自己資本比率」 と総称する。 次の各号に 農林 以

(略)

第十四条の二 に基づき連結自己資本比率を算出している場合における単体自己資 国際統 基準のうち単体自己資本比率 (第 一条の規定

の状況の前条各号に定める基準以外の基準は 本比率を除く (次の算式により得られる比率をいう。 であって 農林中央金庫の適当な自己資本の充実 について 単体資本バッファー

資本バッファー比率以上とする。

外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出 方法により算出した額を控除した額をいう。 した額の合計額から第七条第一項第五号に掲げる額につき当該計算

算式の分母の額にハパーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項 各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額の合計 から同条第一項第五号に掲げる額を控除した額をいう。 第一項及び第二項の 「新所要自己資本の額」とは、第二条各号の

(単体自己資本比率の計算方法)

第十四条 掲げる比率の区分に応じ、 下この章において「単体自己資本比率」という。)は、次の各号に 国際統一基準のうち法第五十六条第一号に定める基準 当該各号に定めるところによる。 以

(略

(新設)

資本バッファーに係る普通出資等Tier1資本

の額

信用リスク・アセットの額の合計額+マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額+オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

 望強する基準となるものをいい、二・五パーセントとする。

 1

 一比率及びカウンター・シクリカル・バッファー比率を合計したものをいう。

 済情勢の変化によって生じるおそれのある損失の吸収のため資本を済情勢の変化によって生じるおそれのある損失の吸収のため資本を済情を表した。

4 第二項の「カウンター・シクリカル・バッファー比率」とは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によるものをいい、次の各号に掲げる比率を合計して得た比率(小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率 た比率)に、信用リスク・アセットの額の合計額のうち本邦に係一 零パーセント (金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定し

セットの額の合計額のうち当該国又は地域に係るものを当該額でントを超える場合には、二・五パーセント)に、信用リスク・アー 本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率 (二・五パーセ

除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率

5 当する場合にあっては当該各号に定める比率のうちいずれか高い比 かかわらず、 を加えたものとする。 当該各号に定める比率 項の 次の各号に掲げる場合において、 「最低単体資本バッファー比率」とは、 (当該各号に掲げる場合のいずれにも該 同項に規定するもの 第 一項の規定に

場合 官が損失の吸収のため資本を増強することが必要であると認める おける農林中央金庫の重要性に鑑み、 金融安定理事会による合意を勘案した国際的な金融システムに 農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める比率 農林水産大臣及び金融庁長

林水産大臣及び金融庁長官が別に定める比率 の吸収のため資本を増強することが必要であると認める場合 におけるその重要性に鑑み、 農林中央金庫の業務の状況等を勘案した我が国の金融システム 農林水産大臣及び金融庁長官が損失

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第十六条 各号に定める要件を満たす場合には、 ことができる。 一第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない 農林中央金庫が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該 第十四条各号及び第十四条の

特定取引勘定を設けた場合 次に掲げる条件の全てを満たす場

イ・ロ (略 合

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第十六条 各号に定める要件を満たす場合には、第十四条各号の算式にマ ット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる 農林中央金庫が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 当該

特定取引勘定を設けた場合 次に掲げる条件の全てを満たす場

イ・ロ 略

合

イ・ロ (略)

(その他Tier1資本の額

2 · 3 (略)

第十八条

ものを除く。)をいう。以下この章において同じ。)に該当する規定する普通出資をいう。以下この章において同じ。)に該当する掲げる要件の全てを満たす資本調達手段(普通出資(前条第三項に4 第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、次に

一~四 (略)

ことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要年を経過する日前)に発行者の任意による場合に限り償還を行うに照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについて五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後(発行の目的五

・リスク相当額に係る額を算入していないこと。ハー直近の算出基準日において第十四条各号の算式にマーケット

たす場合 特定取引勘定を設けていない場合 次に掲げる条件の全てを満

イ・ロ

・リスク相当額に係る額を算入していないこと。ハー直近の算出基準日において第十四条各号の算式にマーケット

(その他Tier1資本の額

第十八条 (略)

2 · 3 (略)

ものを除く。)をいう。 以下この章において同じ。)に該当する規定する普通出資をいう。以下この章において同じ。)に該当する掲げる要件の全てを満たす資本調達手段(普通出資(前条第三項に4 第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、次に

一~四 (略)

ことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要年を経過する日前)に発行者の任意による場合に限り償還を行うに照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについて五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後(発行の目的五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後(発行の目的

件の全てを満たすものであること。

イ・ロ (略)

その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) (略)

所要単体自己資本比率を維持することが見込まれること。 (2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の最低

六~十五 (略)

5

(略)

(Tier2資本の額)

2 · 3 (略)

第十九条

(略)

一~四 (略)

五 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後(発行の目五 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後(発行の目五 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後(発行の目五 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後(発行の目

(略)

件の全てを満たすものであること。

イ・ロ (略)

、その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) (略)

| 自己資本比率を維持することが見込まれること。 | 2 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の単体

六~十五 (略)

5 (略)

(Tier2資本の額

第十九条 (略)

2 · 3 (略)

要件の全てを満たす資本調達手段(普通出資又はその他Tier14 第一項及び前項の「Tier2資本調達手段」とは、次に掲げる

<u></u> 〈 匹 資本調達手段に該当するものを除く。)をいう。 五. 掲げる要件の全てを満たすものであること。 を行うことが可能であり、 後五年を経過する日前) いてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、 的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことにつ イ・ロ 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後 (略) (略 に発行者の任意による場合に限り償還等 かつ、 償還等又は買戻しに関する次に (発行の目 発行

その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

- (1) (略)
- (2) 低所要単体自己資本比率を維持することが見込まれること。 償還等又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の最

六~十 (略)

5 (略)

(資本バッファーに係る普通出資等Ti е r1資本の額)

第十九条の二 に係る普通出資等Tier1資本の額は、 第十四条の二第 一項の算式において、 第一号に掲げる額から第 資本バッファー (新設)

二号及び第三号に掲げる額を控除した額とする。

い場合は、 前条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しな る普通出資等Tier1資本の額をいう。 普通出資等Tier1資本の額 口に掲げる額を除く。 (第十四条第一号の算式におけ の合計額)から次に掲げる額 (以下この項におい

7 「リスク・アセットの額」という。) に四・五パーセントを乗

じて得た額を控除した額

信用リスク・アセットの額の合計額

マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して

得た額

除して得た額 オペレーショナル ・リスク相当額の合計額を八パーセントで

第二十四条第一項から第三項までの規定により加算される額

その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

- (1) 略)
- (2) 体自己資本比率を維持することが見込まれること。 償還等又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の単

六~十 (略)

(略)

5

(当該規定の適用がある場合に限る。)

他Tier1資本の額をいう。 その他Tier1資本の額 た額 リスク・アセットの額に一・ (当該額が零を下回る場合にあっては、 (第十四条第二号の算式におけるその 次号口において同じ。 五パーセントを乗じて得た額から 零とする。))を控除し

ては、 掲げる額の合計額を控除した額 リスク・アセットの額に二パーセントを乗じて得た額から次に 零とする。) (当該額が零を下回る場合にあ

r2資本の額をいう。 Tier2資本の額 (第十四条第三号の算式におけるTi

る場合にあっては、零とする。 五パーセントを乗じて得た額を控除した額 その他Tier1資本の額からリスク・ アセット (当該額が零を下 -の額に

口

(調整項目の額の算出方法)

第二十条 とする。 条第二項第一号に掲げる額は、 第十七条第二項第二号、第十八条第二項第一号及び第十九 次に定めるところにより算出した額

-・二 (略)

段の額は、自己保有資本調達手段のうちTier2資本調達手段 に該当するものの額とする。 第十九条第二 二項第 一号に掲げる自己保有Ti e r2資本調達手

(調整項目の額の算出方法)

第一 二項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とす 二十条 第十七条第二項第二号、 第十八条第二項第一号及び前条第

(略) る。

額は、自己保有資本調達手段のうちTier2資本調達手段に該 当するものの額とする 前条第二項第一号に掲げる自己保有Ti e r 2 資本調達手段の

- 27 -

2

(略)

2

(略)

夏第二号に掲げら貢は、マニミウのシニュの見るとは、通常によりです。

3 第十七条第二項第三号、第十八条第二項第二号及び第十九条第二

項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする

·二 (略)

段に相当するものの額とする。 他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している三、第十九条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融

項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする4 第十七条第二項第四号、第十八条第二項第三号及び第十九条第二

一・二 (略)

て得た額とする。 「得大額とする。 て得た額とする。 で得た額とする。 で得た額とする。

次に定めるところにより算出した額とする。
5 第十八条第二項第四号及び第十九条第二項第四号に掲げる額は、

(略)

資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段二 第十九条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2

| 一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。| 3 第十七条第二項第三号、第十八条第二項第二号及び前条第二項第

·二 (略)

三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。第十七条第二項第四号、第十八条第二項第三号及び前条第二項第

4

·二 (略)

定めるところにより算出した額とする。 第十八条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に

(略)

調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のう二 前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本

のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

6 11 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

は 付手法を採用した場合にあっては第百二十九条に定めるものをいう 採用した場合にあっては第二十五条第一項に定めるものを、内部格 採用した場合にあっては第二十五条第一項に定めるものを、内部格 第二十一条 第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式において信 第二

スク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの 第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式にマーケット・リ

イ~ト (略)

る場合 前号に定めるもの及び特定取引勘定の資産の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入すー 特定取引勘定を設けた場合において第十四条各号及び第十四条

ちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

6~11 (略)

1 ()

(信用リスク・アセットの額の合計額

あっては第百二十九条に定めるものをいう。第二十五条第一項に定めるものを、内部格付手法を採用した場合にの合計額は、農林中央金庫が標準的手法を採用した場合にあっては二十一条 第十四条各号の算式において信用リスク・アセットの額

出することを要しない。当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、

入しない場合 次に定めるもの 第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算

-~ト (略)

の及び特定取引勘定の資産ケット・リスク相当額に係る額を算入する場合が前号に定めるも特定取引勘定を設けた場合において第十四条各号の算式にマー

定めるもの及び農林中央金庫における特定取引等に係る資産にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に特定取引勘定を設けていない場合において第十四条各号の算式

(略)

3

3

(略)

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第 ち、 出対象とすることを要する。 対する信用リスクについては、 ことができる。この場合において、 のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含める コール資金(本支店間の取引を含む。)並びにレポ形式の取引のう より算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、 に応じ当該各号に定めるものを対象とし、 一十二条 ケット・リスク相当額の合計額は、 特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体 第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式においてマ 別途信用リスク・アセットの額の算 レポ形式の取引の取引相手方に 次の各号に掲げる場合の区分 第七章に定めるところに 預金及び 第一

一·二 (略)

(オペレーショナル・リスク相当額の合計額)

出するものとする。
ペレーショナル・リスク相当額は、第八章に定めるところにより算ポニ十三条 第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式においてオ

)、艮)(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本

号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に第二十四条 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、次の各

(マーケット・リスク相当額の合計額

二十二条 第十四条各号の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるの合計額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるにおいて、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とする。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクに定めるにおいて、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスク相当額において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要すては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要すては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要すては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要すては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要すては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

·二 (略)

3二十三条 第十四条各号の算式においてオペレーショナル・リスク(オペレーショナル・リスク相当額の合計額)

相当額は、第八章に定めるところにより算出するものとする。第二十三条 第十四条各号の算式においてオペレーショナル・リスク

の下限)
(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本

| 号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に | 第二十四条 | 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、次の各 |

式の分母に加えなければならない。
・調整額」という。)を第十四条各号及び第十四条の二第一項の算に十二・五を乗じて得た額(第三項において「信用リスク・アセッ場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る

- • | ()

全の二第一項の算式の分母に加えなければならない。 を上回る場合には、当該乗じて得た額、次項において「オペレーショーがした額に十二・五を乗じて得た額が多新所要自己資本の額を控かした額に十二・五を乗じて得た額があ所要自己資本の額を控ければならない。 条の二第一項の算式の分母に加えなければならない。

--二 (略)

- 及び第十四条の二第一項の算式の分母に加えなければならない。調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十四条各号し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット3 前二項の規定にかかわらず、農林中央金庫が第一項の規定に該当
- いて、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始第十九条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合にお乗じて得た額並びに第十七条第二項各号、第十八条第二項各号及び条十四条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四

4

ならない。
・調整額」という。)を第十四条各号の算式の分母に加えなければに十二・五を乗じて得た額(第三項において「信用リスク・アセッ場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る

· 二 (略)

母に加えなければならない。

母に加えなければならない。

母に加えなければならない。

母に加えなければならない。

母に加えなければならない。

母に加えなければならない。

母に加えなければならない。

母に加えなければならない。

母に加えなければならない。

·二 (略)

- 部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていばる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る七条第二項各号、第十八条第二項各号及び第十九条第二項各号に掲条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第十条一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四

額を控除した額をいう。 ら同条第一項第四号に掲げる額につき当該計算方法により算出したは現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額かした日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分について

条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第四号に掲げる額得た額並びに第十七条第二項各号、第十八条第二項各号及び第十九及び第十四条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十四条各号

|国際決済銀行等向けエクスポージャー)

を控除した額をいう。

ポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクス第三十四条 国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同

げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。する計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第四号に掲た手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法と

の合計額から同条第一項第四号に掲げる額を控除した額をいう。 二項各号、第十八条第二項各号及び第十九条第二項各号に掲げる額の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第十七条第6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十四条各号

(国際決済銀行等向けエクスポージャー)

とする。
「同体向けのエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセント第三十四条」国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行及び欧州共

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保

第六十六条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、 次に掲げ

るものとする。

(略)

準的手法で零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開 債券又は国際決済銀行、 日本国政府若しくは我が国の地方公共団体が発行する円建ての 欧州安定メカニズム、 国際通貨基金、 欧州金融安定ファシリティ若しくは標 欧州中央銀行、 欧州共同

発銀行の発行する債券

四~七

(標準的ボラティリティ調整率)

第七十一条 は、 資産を保有すると仮定する期間をいう。 とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行ってお ティリティ調整率を用いる場合において、 において同じ。)が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率 次の各号に掲げる場合において、 かつ、保有期間 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に標準的ボラ (ボラティリティ調整率を計算する際に、 当該各号に定めるものとする 以下この目から第四目まで 包括的手法の計算の対象 当該

与した格付その他の条件、 適格金融資産担保が債券である場合 債券の残存期間及び発行体に応じて、 適格格付機関が債券に付

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担

第六十六条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、 次に掲げ

るものとする。

一·二 (略)

される国際開発銀行の発行する債券 体若しくは標準的手法で零パーセントのリスク・ウェイトが適用 債券又は国際決済銀行、 日本国政府若しくは我が国の地方公共団体が発行する円建ての 国際通貨基金、 欧州中央銀行、 欧州共同

四~七 (略

(標準的ボラティリティ調整率)

第七十一条 は、 とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行ってお ティリティ調整率を用いる場合において、 において同じ。)が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率 資産を保有すると仮定する期間をいう。 次の各号に掲げる場合において、 かつ、保有期間 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に標準的ボラ (ボラティリティ調整率を計算する際に、 当該各号に定めるものとする 以下この目から第四目まで 包括的手法の計算の対象 当該

与した格付その他の条件、 適格金融資産担保が債券である場合 債券の残存期間及び発行体に応じて、 適格格付機関が債券に付

次の表に定めるボラティリティ調整率

(表 略)

注 国際決済銀行、国際通貨基金、 特定の発行体とは、 中央政府等(中央政府、 欧州中央銀行、 中央銀行、 欧州共同体

いう。 をいう。以下この節において同じ。)、我が国の地方公共 団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関を パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行 欧州安定メカニズム、 欧州金融安定ファシリティ及び零

注 表 略)

次の表に定めるボラティリティ調整率

及び零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開 国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、 発銀行をいう。以下この節において同じ。)、我が国の地 特定の発行体とは、 中央政府等(中央政府、 中央銀行、 欧州共同体

(略)

機関をいう。

方公共団体、

地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係

(略)

2

略)

(略)